

不公正取引に係る市場監視・ 未然防止活動の概要



2025年10月15日
日本取引所自主規制法人

1. 市場監視

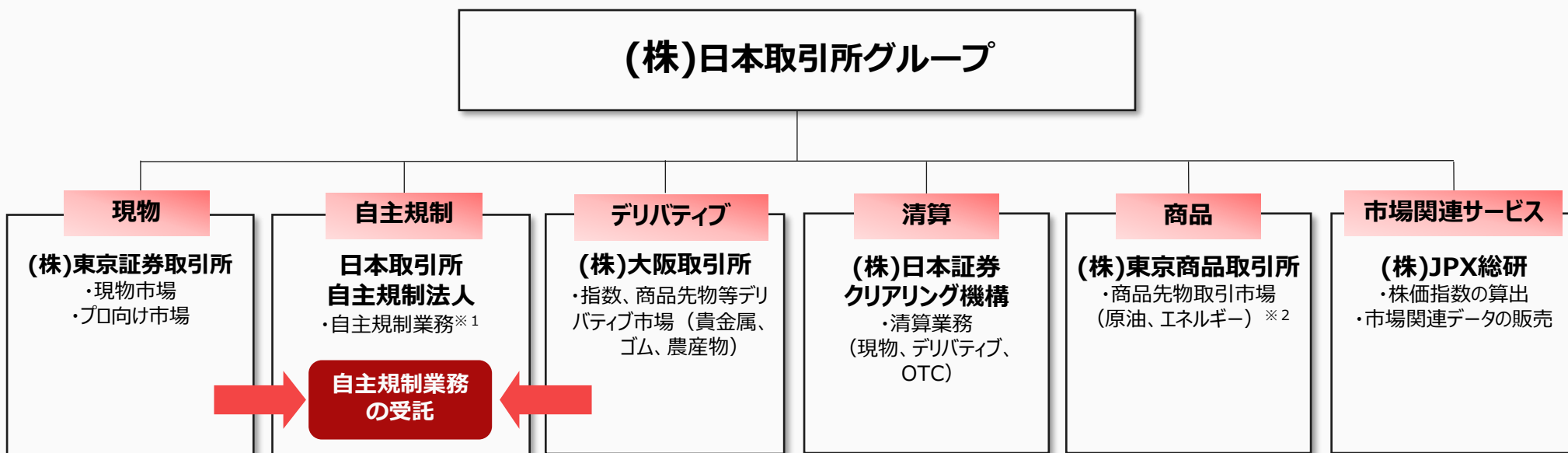
- 1 日本取引所グループの組織体制・自主規制業務
- 2 売買審査の業務概要
- 3 売買審査のフロー
- 4 売買審査の実施状況
- 5 マーケットの変化に即した売買審査業務の強化

2. 未然防止活動

- 1 取引参加者・上場会社への措置等
- 2 コンプライアンス支援活動
- 3 活動状況

1. 市場監視

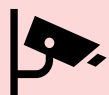
- 日本取引所自主規制法人（以下「当法人」という。）は、金融商品取引法に基づく会員組織の法人として設立され、東京証券取引所及び大阪取引所から委託を受け、自主規制業務を実施
- 取引所から独立した組織とすることにより、中立的かつ市場に近い立場で、高い専門性を発揮しながら、実効性の高い業務遂行を実現し、市場の公正性・透明性・信頼性を確保



(※ 1) 主な自主規制業務として、①上場審査、②上場管理、③売買審査、④考査を実施

(※ 2) (株)東京商品取引所では、自主規制業務は自ら実施

- 当法人では、委託を受けた取引所市場における不公正取引を発見するための売買審査を継続的に実施しており、発見した不公正取引はすべて証券取引等監視委員会に報告
- また、不公正取引の未然防止の観点から、市場関係者に対する売買審査結果に基づく注意喚起・取引実態の説明や、必要な知識・情報を発信するコンプライアンス支援活動も併せて実施
- リアルタイム監視を担う東京証券取引所・大阪取引所と必要に応じて連携



有価証券の売買、デリバティブ取引に係る不公正取引の審査

- ・ 相場操縦やインサイダー取引などの不公正取引の審査
- ・ 証券取引等監視委員会への売買審査結果の報告



不公正取引の未然防止

- ・ 売買審査結果に基づく、証券会社や上場会社への注意の喚起・取引実態の説明等



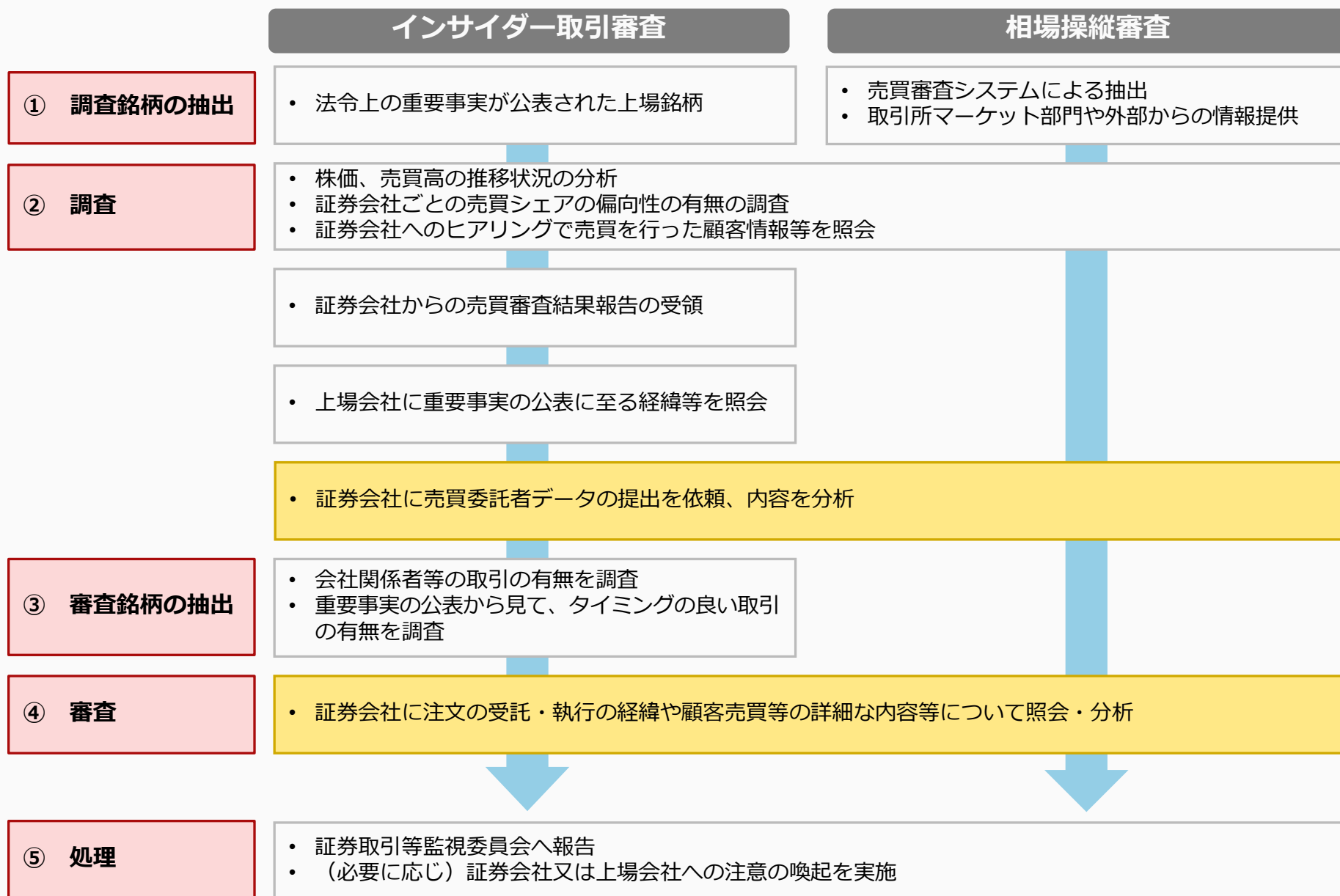
上場会社等へのコンプライアンス支援、再発防止

- ・ インサイダー取引規制セミナー等の開催、研修講師の派遣、コンプライアンス教材の発刊等
- ・ 課徴金勧告等を受けた上場会社への社内体制の再点検要請



その他

- ・ 証券取引等監視委員会、他取引所等との連携・協力
- ・ 海外の自主規制機関との情報連携



- 売買審査は、問題のありそうな事案をふるいにかける「調査」と、「調査」の結果、問題がありそうだと判断された事案について、詳細な分析を行う「審査」の2つのレベルに分かれている
- 2024年度における調査審査件数の内訳は以下のとおり

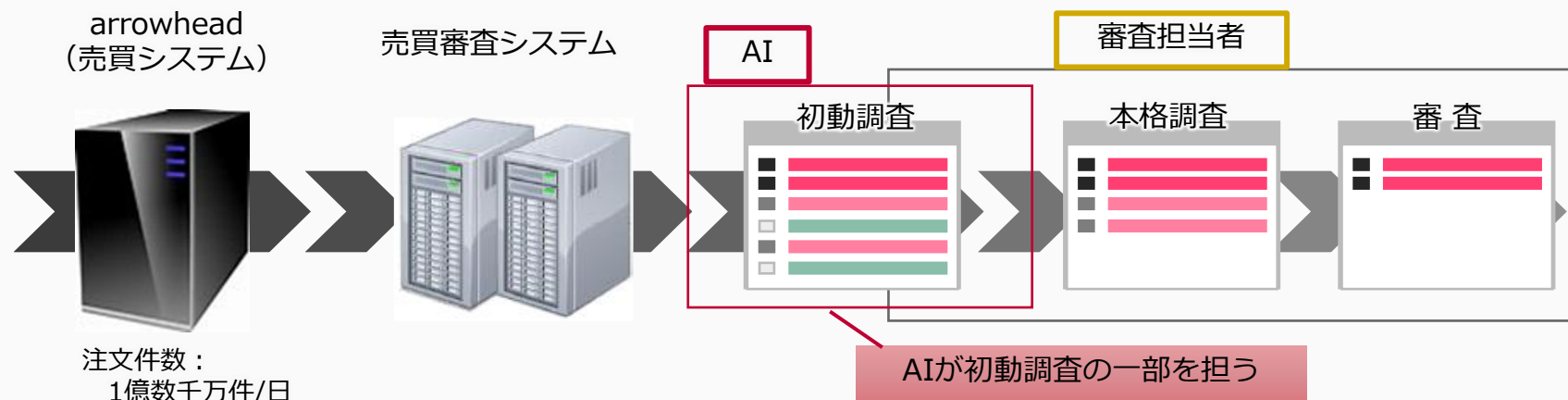
(件)

		調査件数	→	うち審査件数
インサイダー取引	公開買付け	82		47
	業務提携	109		10
	決算に関する情報	587		8
	増資	79		7
	自己株式取得	244		4
	配当異動	456		3
	その他	450		14
	小計	2,007		93
相場操縦（株価変動等）		1,052		19
デリバティブ関係		12		1

※ 終了ベース

- ITの飛躍的な発展を背景として、アルゴリズム取引や高頻度取引（HFT）と呼ばれる取引が出現・拡大するなど、市場構造に大きな変化
- 注文量及び取引高の飛躍的な増加など市場環境が変化する中でも、投資者が安心して取引できるよう、アルゴリズム取引やHFTについて、より詳細に取引データを分析する環境の整備や不公正取引検知基準の見直し等、不公正取引形態の抽出を強化
- 2018年3月から、売買審査のノウハウを学んだ専用のAIを相場操縦の初期段階の調査に導入
- AIによる算出結果の検証や更なる精度向上を目指した取組みを継続的に実施し、マーケット環境の変化に即した売買審査業務の一層の強化に尽力

【AIを活用した相場操縦の売買審査の流れ】



2. 未然防止活動

- 売買審査の結果、取引参加者や上場会社が、法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合などには、不公正取引の再発防止又は未然防止の観点から、注意喚起等の措置を実施
- 上場会社の役職員がインサイダー取引規制に違反したとして課徴金勧告等がなされた場合には、社内体制に係る再点検の実施を要請
- このほか、取引参加者における売買管理体制の整備に加え、顧客の注文状況や上場会社の社内体制について、将来的に違反行為につながるおそれがある場合には、未然防止の観点から、取引参加者や上場会社に対して売買実態の説明（実態説明）を実施

注意喚起及び再点検要請の件数

項目	件数 (2024年度)
取引参加者に対する注意喚起	0件 (0)
上場会社に対する注意喚起	2件 (2)
上場会社に対する再点検要請	5件 (5)

実態説明の件数

項目	件数 (2024年度)
取引参加者に対する実態説明	299件
上場会社に対する実態説明	12件

※ () は改善策に関する文書による報告を求めた事案数

- 2008年6月、不公正取引の未然防止や証券会社の健全性の維持・向上に向けて、上場会社及び証券会社のコンプライアンス支援を推進することを目的とした「COMLEC」（コムレック：Compliance Learning Center）を立上げ
- コンプライアンス支援活動として、各種コンプライアンスセミナーの開催、各社への研修講師派遣、eラーニング等研修ツールの提供などを実施



活動方針

- ① 実践に役立つ質の高い研修コンテンツの提供
- ② 最新の法令・関係諸規則の分かりやすい解説
- ③ 利用者のニーズに応える研修ツールの提供

- COMLECによる活動のほか、不公正取引に関するガイドラインの制定、不公正取引事例集の提供、インサイダー取引規制や相場操縦取引に関する規則についての相談受付、インサイダー取引に関する通知、アンケートの実施・結果報告等の提供など、上場会社・証券会社に対して様々なサービス・情報を提供

1 各種セミナーの開催



- 取引参加者審査担当者向けセミナー（COMLEC売買審査カレッジ）の開催
- インサイダー取引規制セミナーを東京、大阪、その他全国主要都市での開催（2024年度は延べ31回実施）

※基礎編・実務編あり。2021年よりオンラインでの配信も開始

2 社内研修への講師派遣



- 上場会社や証券会社等の要請に応じて、COMLECより講師を派遣し、インサイダー取引規制の内容や事例紹介を中心に説明
- 2024年度は上場会社等に対して延べ197回、証券会社に対して延べ8回研修を実施

3 刊行物の発刊、eラーニング研修サービス



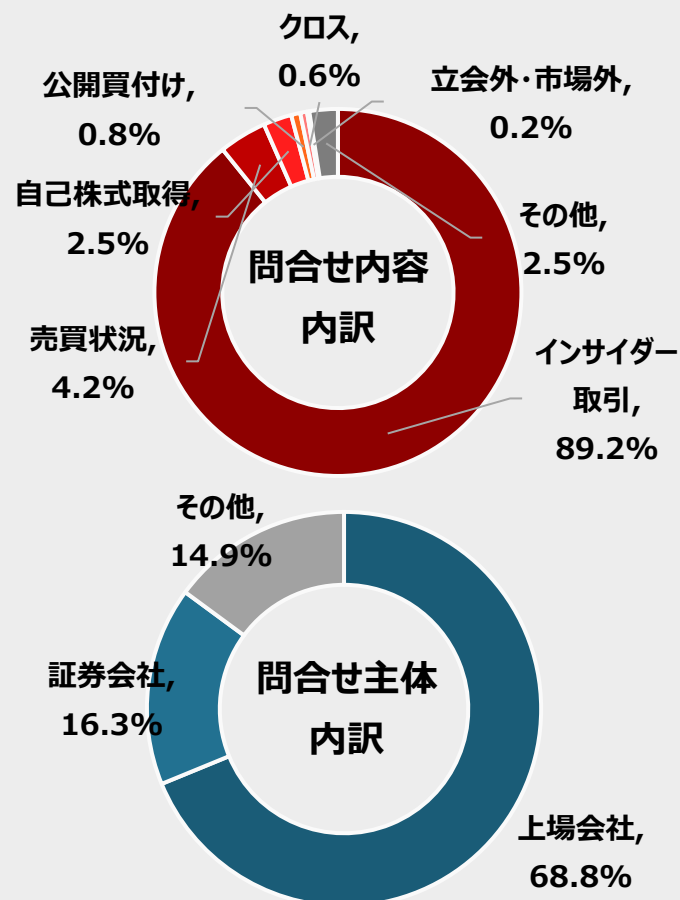
- インサイダー取引規制に関する教育コンテンツとして提供

4 相談受付



- 2024年度においては、売買審査関連で478件の問合せに対応

※内訳は下グラフ参照



■ 金融商品取引法及び関係府令における自主規制業務（抜粋）

【金融商品取引法】

第84条第1項

金融商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならない。

第84条第2項

前項の「自主規制業務」とは、金融商品取引所について行う次に掲げる業務をいう。

- 一 金融商品、金融指標又はオプション（以下この章において「金融商品等」という。）の上場及び上場廃止に関する業務（内閣府令で定めるものを除く。）
- 二 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- 三 その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するために必要な業務として内閣府令で定めるもの

第85条第1項

金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、自主規制法人に対し、当該金融商品取引所に係る自主規制業務の全部又は一部を委託することができる

【金融商品取引所等に関する内閣府令】

第7条

法第八十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 会員等が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の内容の審査（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を円滑にするため、これらの取引の状況について即時に行うものを除く。）
(以下略)